

就学援助制度のお知らせ

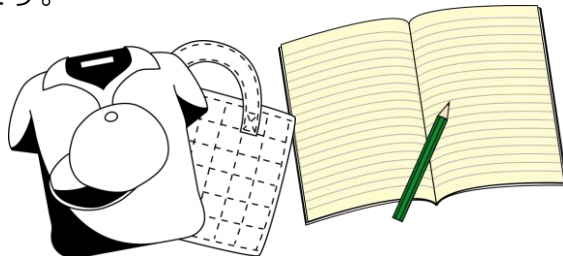
飯田市教育委員会

就学援助制度とは・・・

お子さんの就学諸費用にお困りの保護者の方に、学用品費や給食費などの一部を支給する制度です。制度の概要は以下のとおりです。

○ 支給を受けることができる方

- ア 生活保護を受けている方
- イ 次のいずれかに該当する方
 - (ア) 生活保護が停止又は廃止となった方
 - (イ) 市民税が非課税世帯の方
 - (ウ) 児童扶養手当を支給されている方
 - (エ) 属する世帯の総所得額が別に定める所得基準額を下回る方
 - (オ) 民生委員会の訪問調査等に基づき教育委員会が特に支給が必要であると認めた方



○ 受けることができる援助費

下表の費目が支給対象です。年3回（7月、12月、3月）に分けて支給します。

ただし、生活保護を受けている方は下表の1～6および9が生活保護費によって支給されますので、7、8のみの支給となります。

(R7年度実績)

	費目	小学校	中学校
1	新入学児童生徒学用品費等（1年生のみ）	57,060 円	63,000 円
2	学用品費	11,630 円	22,730 円
3	通学用品費（1年生を除く）	2,270 円	2,270 円
4	校外活動費（宿泊を伴わないもの）	実際に要した費用 （上限 1,600 円）	実際に要した費用 （上限 2,310 円）
5	校外活動費（宿泊を伴うもの）	実際に要した費用 （上限 3,690 円）	実際に要した費用 （上限 6,210 円）
6	学校給食費	給食費の全額	
7	医療費	保護者負担分 （学校保健法に規定する病気のみ）	
8	修学旅行費	実際に要した費用	
9	通学費※	交通機関の発行した、定期券等を購入したことを証する書面に基づく額	

※児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通機関の旅客運賃。（片道の通学距離が児童は4km以上、生徒は6km以上、特別支援学級の児童等にあっては通学距離は問わない。）

○ 申請手続き

援助を希望される方はお子さんが通っている学校（担任）に申し出てください。

なお、前年度末に継続申請をされた方は、改めての申請は必要ありません。

不明点は各学校または下記担当までお問い合わせください。

飯田市教育委員会 学校教育課 担当 井澤

TEL 0265-22-4511 内線3722

よくあるお問合せ

Q：祖父母と同居していますが、所得の計算に含まれますか？

A：実際に生計が同一かどうかで判断します。住民票の世帯とは必ずしも一致しない場合もありますので、申請書に実際の生計の状況を記入してください。

Q：認定される世帯の所得基準は？

A：構成員の年齢でも変わってきますので一概には言えませんが、下の表でおおよその目安をお示しします。

（認定されない場合もありますが、申請はどなたでもしていただけます。）

※ご自身が認定されるかどうかのお問い合わせには応じかねますので、お手数ですが申請書をご提出ください。

世帯人員 （例）	2人 （親1人＋小学生1人）	3人 （親2人＋小学生1人）	4人 （親2人＋小学生1人 ＋中学生1人）
所得基準額 （総所得額）	206万円	250万円	300万円

Q：年度途中でも申請はできますか？

A：年度途中でも申請は可能ですので、世帯員の減少や離職などでお困りの際は、ご相談ください。申請を受け付けた月から支給対象となります。7月、12月、3月が支給月ですが、支給対象月分からの金額が支給されます。

Q：認定されていましたが、世帯員の就職や増加により、申請時とは状況が変わってしまいました。

A：状況が変わった場合は再度申請をお願いします。所得の再確認をして、認定かどうか判断しお知らせします。

Q：振込指定日に入金の確認ができませんでした。

A：お知らせいただいております振込口座が違う可能性があります。振込口座を変更したい場合は、学校へ届け出てください。

Q：新入学児童生徒用品費は前倒しで支給されますか。

A：入学前の3月に支給します。お知らせは小学校での入学説明会で行い、おおむね12月頃に申請書を提出していただき、1月以降に認定かどうかのお知らせをします。申請書用紙は学校教育課にあります。